

平成23年度 第3回 食品安全対策協議会 議事概要（案）

日時：平成24年2月7日（火） 13:30～15:30

場所：県庁9階 9北1会議室

（あいさつ）

<樋口生活衛生課長>

平素は、岐阜県の食品安全行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

昨年3月11日には、巨大地震、大津波、福島原発事故という大惨事が起き、本県でも震災発生直後から、最大限の支援に取り組んでおりますが、多くの方が、大きな悲しみを抱えながら、不便な生活をされています。

そのような中、原発事故による食品の放射能汚染という事態に対応し、昨年11月、一部の委員の方にパネリストとしてご参加いただき開催した食品の安全・安心シンポジウムは、170名の参加者がありました。アンケート結果を見ましても「難しかったです、理解できました」「知識を深めることができました」といった肯定的な意見が多く、よかったです。

現在、食品の放射能汚染に関しては、暫定規制値がありまして、これに基づいて対策を講じているわけですが、検出限界値については、国は5分の1としていますが、さらに規制を厳しくして4月から施行する準備をしているところです。

また、昨年4月には、富山県をはじめ複数県で生肉による食中毒が発生し、5名の方が亡くなるという非常に悲しい事件が発生し、これに対応して国も昨年10月1日から生食肉の規格を設定、施行しています。岐阜県も生食肉取扱実施要項を同様に施行し、生食肉取扱営業届出制度を導入したところです。

昨年は、食品の安全に関します事件事故が発生しました。こういった中で、国民の食品の安全・安心に対する関心も今まで以上に高まっています。我々もこうした非常に悲しい事件が相次いでいる中で、広い意味で教訓を生かしながら、的確に食の安全・安心に取り組んでいきたいと思っております。

本日は委員の皆様におかれましては、二年の任期の最後の会議で予定しておりますが、今後の岐阜県の食品安全行政の在り方について、委員の皆様には、それぞれのお立場から自由なご意見を思う存分述べていただき、また、今後の方針を定めていきたいと思っております。

それでは、どうぞよろしく申し上げます。

<杉山会長>

食品安全対策協議会として出発してまいりましたが、これまで皆様のいろいろな意見をいただきありがとうございます。

進行係として皆様の意見を聞いていますが、一つは、できるだけこの委員会では、食品安全の岐阜県の各地域のシンポジウムで出てくる意見を、一度はこの協議会でも議論していただき、県民の意見を是非反映するようにしたい。前回は5つの圏域で、原発の問題について、いろんな関心があり、いろんな意見が出ましたが、これを一通り答えていただきたいとお願ひしています。先回の平岩議員さんも県民の意見に応えるように要望されました。



もう一つは、この食品安全対策協議会というのは、国の食品安全委員会とは違ひまして、国は全体の食品安全についてですけど、本協議会の設立は、それを通じて県内産業振興でありました。

当初、各課18課、農林から防災から、横断的にいろんな意見を汲み上げて食品安全に取り組もうと出発しましたので、今日も沢山各課からおいでになってもらっていますが、県を揚げての協議会として、議員提案でしたが画期的なものとなっています。

三つ目は食品安全を各課で食材の振興に結び付け、岐阜独自のブランド作戦、クリーン農業とか、そして地産地消ということが出てきました。食品安全なら検査して安全ならいいということではなく、県内の産業の振興ということがあつたのです。

今日は先回のアンケート結果及び10年間のあゆみの資料も用意していただき、ありがとうございました。皆さんの意見を出していただきたいと思っています。

<加藤食品安全推進室長説明>

議題の一番目、報告ですが、昨年5、6月にかけて、放射能汚染問題に関連し、「食品の安全・安心ミニシンポジウム」及び、11月11日に「シンポジウム」を開催しました。そこで、いただいた質問に対して、当日、時間や専門的なご質問について、ご回答できなかったものがありましたので、その回答について、報告させていただきます。

資料1のとおり、11月のシンポジウムでいただいた質問35項目42問への回答は、既にホームページで公開しております。5月の下旬から開催しましたミニシンポジウムでいただいた質問への回答は、申し訳ございませんでしたが、保留状態になっておりました。遅くなりましたが、今回まとめさせていただきました。こちらは、26項目42問ですが、先日、ホームページに掲載させていただいております。

リスクコミュニケーションにおいては、県民の質問に丁寧に答えていくことが大切である旨、杉山会長をはじめこの協議会でも繰り返し教えていただきたところでもあります。

大変遅くなりましたが、県関係10課プラス放射線技師会の安田先生にもご協力いただき、縦横に連携してまとめました。

大きな内容の質問も多く、なかなか十分に答えきれなかったり、私どもが回答するには難しいところもありましたが、関連ホームページアドレスを付し補うという形で、回答を作成しました。

また、県ホームページにおいても、国、独立行政法人などの放射能関係のホームページへのリンクを多く設定しており、正しい情報の提供に努めています。

11月のシンポジウムの回答には、資料1の後半に添付しております。補足説明資料も作成し、できるだけ理解の促進に努めております。

<杉山会長>

ありがとうございます。何か質問やご意見があればどうぞお願いいたします。

<金山委員>

大変資料として詳しいですが、ホームページを見られる年齢、恐らく高齢者で情報を収集されている方は少ないのではないかと思います。

私もいろいろ国の政策を見たりしますが難しいところが半分以上あるのですよ。

これをまた専門家の方などに伺うのですが、このように公表されたことに対する再度の質問はどこで受けているのですか。

<加藤食品安全推進室長>

常時、消費者からの食に対する質問、特に放射能については電話相談も受け付けており、多数かけられる方もいらっしゃいます。もちろん我々に関連することもあります。食品に関連しない質問もできるだけ私どもの知識の中で回答させていただいて、もし無理な場合は、関係各課に照会したりして、電話をお取り次ぎすることもありますし、私たちが代表して聞いてお伝えする場合があります。

あと、紙ベースでは食卓の安全・安心ニュースにこういったものの意見、要望を取り入れながら配布させていただいて取り組んでいます。

<金山委員>

そういう時は、県としてこういう要望がたくさんあったと、情報を各機関に流してもらえると私どもも入手しやすいです。そこまで無理かもしれませんが、何か努力していただきたいです。

<加藤食品安全推進室長>

わかりました、承りました。

<杉山会長>

他よろしいですか。

<河原委員>

別紙の資料はどこかにアップされていますか。

<野池チーフ>

ホームページにリンクでアップされております。

<杉山会長>

結局、安全安心という場合に、安全は国も言っているが、県民のアンケートで安心については分からないということがあるわけです。

この資料の中でも関電の敦賀、美浜の原発について危惧している人がいますが、たぶんこれは回答は非常に難しいと思うのです。こういう心配が県民としてはあると知っていただきたい。

これについては例えば23分をアピールしている人がいるがご存じですか。

もし敦賀美浜が爆発したら23分ですよということを僕は聞いたことがあります。

30キロ圏にも入るところがあるから、県も全国的組織で対応されているわけですよ。そういうようなことも是非ですね。京都府・富山は参加しているが岐阜が入っていない、岐阜も入ると県民としても安心する。

他よろしいですか。それでは説明2、よろしいですか。

<加藤食品安全推進室長>

資料2～8につきましては、委員の方には事前に配布させていただいております。

まず、資料2、3、4、5で、岐阜県食品安全行動基本計画の現行計画の位置づけ、構造、その達成状況をご覧いただき、次に、資料6により、食をめぐる問題と課題の整理を、資料7により、現行計画の中間見直しについて、最後に、資料8により、第3期計画について、このあたりになりますとラフスケッチになってくると思われませんが、県としての考え方など簡潔に説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

では、資料2「岐阜県食品安全行動基本計画の位置づけ及び構造」をご覧ください。

上段の表ですが、基本構想、長期計画に相当するものは、岐阜県食品安全基本条例、岐阜県長期構想であります。

長期構想は資料2の下段に載せてあります。条例については、資料3として添付してあります。

岐阜県は、県議会議員の提案により、平成15年に、全国で一番早く条例を制定し、16年4月1日から施行しました。この条例は、岐阜県の食品安全・安心行政の新たな始まりの大きな象徴的基本理念であります。

後に、多くの自治体が、岐阜県をモデルとして参考とされてきました。岐阜県は、地方における「食品安全・安心行政」という分野を切り拓いた先駆者として、その土台を作っ

てきました。条例施行から8年であります。

食品安全・安心行政はいわば非常に若く、多様化、複雑化する問題に対峙しその推進はつねに手探りの状況であります。

食品安全・安心行政は、食品衛生分野に止まるものではなく、環境分野、農業分野なども大いに関係し、食育なども含め、大きな広がりがあり、課題が非常に多岐にわたる分野であります。

そうした諸課題について、条例に基づき、計画的に、中期と短期を見据えた5か年計画で、組織横断的に、真正面から取り組んでいこうという、極めて先進的であるのが、岐阜県食品安全行動基本計画です。

この岐阜県食品安全行動基本計画の構造は、次ページのA3の資料にお示ししました。現行の、第2期食品安全行動基本計画は、3つの着眼点を中心として展開する形で構成されています。

一つは「安全な食料の供給確保」であります。この下には、安全な食品の生産、検査・監視、食品表示に関する施策が展開されています。

二つ目は、「安心感の向上」であります。この下には、信頼確保、情報開示、県民の意見の反映に関する施策が展開されています。食品安全に関するリスクコミュニケーションの重要性が様々なところで指摘されているわけですが、岐阜県の戦略の主要なポイントがここにあります。

三つ目は、「安全・安心を支える基盤づくり」であります。危機管理体制、調査研究、人材育成などに関する施策が展開されています。

具体的には、32のアクションプランと、100の数値目標を定めています。

そして、毎年、実績報告を県議会に対して行っています。

資料3は、先ほど申しました「岐阜県食品安全基本条例」ですので、先に進めまして、資料4は現行の第2期行動基本計画となります。ここでは細かい説明は、割愛させていただきます。

資料5をご覧ください。これは、現行計画の数値目標の達成状況をまとめたものです。22年度実績の検証については、今年度第1回目の協議会において、既に、説明しております。この資料は前回のものに23年度実績の一部を入れた最新状況であります。

今回は、数値目標と実績の関係が一目で分かれば、目標設定に関する課題など、何か新たに見えてくるものがあるのではないかと思います、年度ごとの推移を表すグラフも資料として添付させていただきました。

さて、食品安全行動基本計画の構造はご説明いたしました、では、その機能は何か。

一つには、計画目標の設定によって、県行政組織が活動していく際のガイドラインとなっています。さらに、二つ目として、内部的には、計画策定により予算確保も含めた食品安全・安心施策の継続性が担保されていくという機能もあります。

資料6を御覧ください。「平成21年以降に生じた食をめぐる問題と課題の整理」です。まずは、21年以降の食をめぐる主な事件や動きを見てください。

21年には新型インフルエンザが発生しました。

幸い強毒性ではありませんでしたので安堵しましたが、もし強毒性のものが発生した場合、社会全体の混乱があり、生産・製造、加工、流通などあらゆる分野の機能まひが発生し、基本的な食料の確保、ライフラインの停止といった面など、食品安全・安心の根本的な問題が発生することが想定されます。

津波対策、原発事故を見ていまして「行政の想像力の欠如」自体がリスク要因となります。「想定外」という、想像力の欠如はもはや絶対に許されないことです。犠牲になられた多くの方の死を無駄にしないためにも、私たち岐阜県職員は、しっかりとこの事例を肝に銘じて学ばなければならないと思います。

同じ年に、消費者庁が発足しています。今、消費者庁は、食品衛生法、JAS法、健康増進法など食品表示を一元化する新法を検討しています。

22年には、家畜伝染病の口蹄疫が宮崎県で発生、また、高病原性鳥インフルエンザが島根県などで発生しました。

生産サイドにおける適切な対応はもちろん最重要ですが、風評被害の防止という視点で、あらかじめリスクコミュニケーションを推進するなど、想像力を十分働かせた取り組みが必要だと思います。

23年は、3月に、東日本大震災、原発事故による食品の放射能汚染が発生しました。また、4月には、富山県等で腸管出血性大腸菌による集団食中毒事件が発生し、尊いお子さんの命を失いました。

その後、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）協議入り、国内発生から10年経過したBSEの検査対象の緩和の動きなどが議論となっています。

今後の動向は分かりませんが、仮に、将来、多くの輸入食品が身近に入ってくるようになったとしても、県民の食品の安全・安心において、消費者が惑わされず、冷静に対処できるよう、双方向性のあるリスクコミュニケーションを進め、リスク、食品添加物、残留農薬などについての社会全体の理解水準を上げていかなければならないと思います。

24年度には、食品の放射能汚染については、新たな規制値が設けられ、環境基本法も改正されるなどの動きがあり、国の体制も徐々に整ってくる状況にあると思います。

県の役割は、県民にとって必要性を見極めながら、検査をしっかりとやっていくとともに、リスクコミュニケーションを進め、社会全体の理解水準を上げ、市民一人一人が、適切な行動を選択できるようにしていくことが大切だと思います。

未来のことはだれにも分からないわけですが、今後、現在国で検討が進められています食品表示の一元化が法改正で実現することや、食品の超安全志向は依然として勢いが増しながら続くのを危惧しながら、ゼロリスクはないという概念の定着など、安心感が推進されるよう地道に努力していきたいと思います。

また、情報技術の進歩が、トレーサビリティなどをはじめ、食品の生産・流通・消費の場にますます具体的に影響を及ぼしているかもしれません。

裏面に、こうした視点や課題を整理してみました。危機管理、地産地消、リスクコミュニケーション、食品表示の適正化が今後、さらに重要になってくるのではないかと見ております。

次に、資料7により、現行計画の中間見直しについて説明したいと思います。

24年度に見直し、25年度が最終年度ということですが、この計画は、資料2でも少し触れましたが、短期計画の面も、元来持っているわけですので、数値目標の達成状況からみても、その時々の中で見直しをしていく必要があると思っています。また、それを継続した上で、第3期計画につながるものにしていきたいと思っています。

基本的な考え方としましては、2点。

- 1 平成23年度の実績を勘案し、最終目標数値の発展的変更及び新たな数値目標の追加を検討する。
- 2 食品安全に関する状況の変化に対応すべく、アクションプランの追加等を行う。例えば、具体的には、食品の放射能検査に関するアクションプランの追加を考えています。裏面、資料8は、第3期計画についてです。

基本的な考え方としましては、繰り返しますが、

- 1 岐阜県食品安全基本条例の基本理念のもと、前計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつ、平成21年度以降に生じた食をめぐる問題と課題を整理し、必要な施策を新たに盛り込む。
- 2 第1期、第2期計画と同様、中・短期を担う計画として、平成26年度から平成30年度までの5か年計画とする。という2点です。

しかしながら、一方で、この協議会は、ご意見をいただきながら10年が経つという節目にあたり、根本的なところからしっかりと考え直して、次の10年の飛躍につなげたい、という思いもあります。

この問題意識を、さきほどの2点に加え、第3期計画を考えますと、

施策推進の方向について、食品安全に関し、新たな5年間でどういう社会を目指すべきかという展望に立った理念、視点、分野、キーワード、具体的事業など。

また、アクションプランについては、整理統合あるいは拡充。そのための新たな視点、切り口などによる改善変更。

目標数値については、成果指標と行動目標を整理していく必要がある。

といったことになってくると思われるのですが、このあたり、ぜひ、皆様の率直なご意見をいただきたいと思っています。

「食品の安全確保」が最大の価値であることは論を待たないと思いますが、それは、いわば、はるか遠くに、さん然と輝く北極星であります。

この10年は、まずその星の存在を県としてしっかりと認識し、協議会のご指導をいただきながら、そちらに向かって着実に進んできました。

今後10年で、更なる飛躍をするためには、そこに至るまでの、道しるべとしての「目標の明確化」が必要であると感じています。

県組織の横の「連携」があることを、杉山会長をはじめとして、高く評価していただき、協議会の場においても、繰り返し、粘り強く、連携を進めるべく鼓舞していただいております。

また、産官学「連携」の重要性についても、10年にわたって協議会からは繰り返し、

教えていただきました。

「連携」が県組織内部、産官学間での行動規範になるような、そういうことを打ち出す計画が必要だと思っています。このあたりも含め、ご意見をいただけると幸いです。

<杉山会長>

ありがとうございます。今説明がありましたように全国で先進的なモデルを作った、組織横断的にPDCAサイクルをきちんとした、それがガイドラインになり、永続性を持たせて個人の適切な行動ができるように食品安全協議会をやっていきたい。

順次ご質問、ご意見を戴きたいと思います。

いつも消費者の方から意見を戴いていますので、脇田さんからお願いします。

<脇田委員>

この会に出席させていただいたり、送ってもらった資料を見て思ったことは、放射能の時にも出たと思うのですが、流通しているものは基本的に安全な物というのが基本にあるから、かといって安心していられないからもっと安心できるように事業所、行政、それを受け止める私たちがもっとできることを努力していかないといけないと感じています。

だから行政は監視、指導をもっとしっかりやっていくのだと思いますし、事業所はコンプライアンスをGAPやHACCPなどで前向きにやっていくのだと思います。消費者の私たちはそのための情報を、高齢者や若い母親などそれぞれの立場がありますが、その方たちが情報を受け取れるような状況、どこをみればホームページや、いつ広報が出るとか、講座へ参加したり、そういう努力をしていく。

食品安全相談員が5地区にいますとありましたが、電話番号を常に分かるようにしておく、例えば、食の安全に係る保存版に基本的なことが載っていて、分からなければどこに相談するとか、どこの課がどういう仕事をしているのか分かるものが常にどこかにあるとか。

あと、食品の表示は難しいですね。

私たちは買い物をしていて賞味期限ぐらいいは見ますが、新しい方向にあるように、栄養素や加工品も表示するとなると大変ですから、なるべく行政や監視されるところで見ていただくと。

もう一つ、計画の結果がグラフになっていますが、中間の報告でいいパーセントが出ていますけれど、200%、300%がいいわけでないので、そのあたりをしっかりとっていただきたい。

気になったのが、行政の事業の講習会、職員の研修会が年に1回、今年はやったから100%と出ていましたけど、それは当たり前ですから、それでいいのかなとの感想を持ちました。

あと、一つ質問として、地元のものを使うというところで、野菜の値が低くなっていましたけど、どうしてかな、もう少し頑張れないかなと気になりました。

シンポジウムとか講習会、4回、5回とかやる場合、日にちは、日祝日はやられなかつ

たのかなというのと、同じ所でやらずに場所を変えてやるとか、考えていただけるのか。放射能のシンポジウムで思ったのが、若いお母さん方が興味持たれて来て見えて子供が泣いていたのが耳障りだったのですが、託児ができないかと思った。会議や、前もって送ってもらった資料を見て思いました。

<杉山会長>

ネットワーク作りのことと、表示の問題をもう少し分かりやすく、目的比較のことと、地元野菜が低いことはなぜか、託児はやってもらってはということですね。次、堀尾さんお願いします。

<堀尾委員>

脇田さんがおっしゃったことと同じようなことですが、岐阜県が食の安全に対して全国に先駆けてやっていることは知りませんでしたし、こういう機会でも現在こういうことが行われていると分かりました。

だからもっと大勢の人に知っていただくことが大切だと思いますし、私たちはここで聞けますが、もっと若い世代の人たちに、こういった素晴らしいことを伝達できないか。

例えば、保育所とか学校といったお母さんの集まりの時に、県の方からこういうお話を興味持っていただけるように。さらに興味持っていただけたら広報やいろんなもので連絡されていますから、もっと勉強していただく機会が増えるのではないかと思います。だから、もう少し若い世代に伝える方法を考えていただきたいなと思いました。

大変勉強させていただけてありがとうございます。

<杉山会長>

では次に近崎委員お願いします。

<近崎委員>

一つ質問ですが、現状分析として食品安全対策モニターが減った、任期満了で更新されなかった方が多かったからとあるのですが、どういうものなのか分からなかった。なぜ減ってしまったのか、お聞きしたい。

行動計画の中で危機管理体制のことなのですが、これを見ると食品に食中毒とかがあったら発信、こういうことを気をつけましょうと情報を流すということですが、それプラス、例えば東海大震災などの場合に、どこに食料が備蓄されていて、速やかに被災地に流通させる状況にあるのかという危機管理とか、岐阜県全部がだめなら他府県に応援で食糧を調達できる体制なのかという危機管理も大切なのではないかと思います。そのあたりはどうですか。

リスクコミュニケーションのことですが、全圏域にはなかなかなくて、場所が固定している、参加人数が少ないということも思います。去年の放射能に関してはどの圏域でもすべていっぱいだったと聞いたので、私もあの時点でよく分からないこと

もあったので今年4月から食の安全委員会も新たな基準値を出したので、そういうことも踏まえて、ここにもあったような放射能に対する、各回のシンポジウムであった具体的な意見も交えてもう一度継続してやっていただきたいなと思いました。

もう一つ、岐阜県の食の安全を確保するには岐阜県の農業を守る、育てることが必要だと思うのですが、岐阜県の農業を守るということは、岐阜県の生産したものを岐阜県民が食べていかなければ守ることにならないと思います。

食品に関してはスーパーに売っていると思うのですが、農業の方々には製品化したものとか、加工したものとか観光とかも含めた発展的なことを考えておられると思うので、県民として情報を知らせて、それを盛りたてていくような広報が必要なのではないかなと思いました。以上です。

<杉山会長>

ありがとうございました。食品安全対策モニターはなぜ減ったのか、大震災時の危機管理はどうか、リスクコミュニケーションの問題と、農業の有用さから県民がもっと食べたらどうかですね。

以上の4点の質問についてのご回答はのちほどまとめてお願いいたしますので、次、桑原さんお願いします。

<桑原委員>

二年間勉強させていただきました。ありがとうございました。

今消費者代表の三人の方がしっかりと発言していただきましたが、私は、先程金山さんが言われましたように、ホームページで見られますが、私も食生活改善団体を通してなかなかパソコンを毎日開ける人が一割もないのです。若い世代の方はやって見えるのでしょけれど、触ることも知らない、ホームページを閲覧して印刷までするという事はなかなか難しい。他のことでももっと使えると私もいいな、文明の利器だから使えるといいなと日々思うのですが、年齢的に難しい。

あと、いろんなことが見直しの時期で、食育推進基本計画も今、計画中なので、今日そんな案も見せていただきましたので、いろいろ家で見ると担当の所へ届けてきた次第です。

この一年間は放射能、放射能ということでした。

目に見えないことといえば先程もご説明ありましたノロウイルスですよね、臭いもない、目にも見えないというところで、ここにも海津市の仕出し屋さんが挙がっていますが、未だに売れることなく廃屋です。

こういうウイルスは、一度発生すると、後で買ったとしてもそれが残っているから商売が成り立たないとか、そんな話を聞いたことありますが、本当に今回も各務原のニュースを聞いておりますと怖いなと思います。

放射能のことは県外で遠いところのことで、身近で私たちの話題になることはなかなか、日にちがたつほどに余計になくなりますし、市の担当の方からもないので、これからは長く続くことで、いろいろ質問に答えてもらっていることがありますので、また、これ

を皆さんに見せてあげて、県はここまで回答していただいているということで回覧するといいいかな。たくさんの資料をいただきましたので、そうさせていただくといいかなと思いました。

<杉山会長>

インターネット以外での発信ということとノロウィルスのことの二点ですね、ありがとうございました。
では河原委員お願いします。

<河原委員>

はい、三点です。

一つは放射能問題です。放射能の問題は決してすぐ終わるものではなくて、半減期のことから、今後50年、100年の世界の問題だと思います。

放射能のことも常に考えながら食品の業界でやっていかななくてはいけない。先程の説明で、考え方の例としてアクションの追加とありましけれど、是非これは大きく取り上げてやっていかなくちゃいけないと思います。

だから放射能の検査測定をどういう風にやっていくのか、しかも消費者にどう伝えるのか、何らかの形で常に中心的テーマとして持たざるを得ない状況であると思います。

二つ目は平成26年から30年までの5年間っていうスパンで考えるとT P Pの問題は一つあるのですが、食品を巡る状況はものすごく変化するのではないかと。

T P Pで左右されることが非常に大きいのですけれども、長期の中で、想定外が起こりうる可能性はあるのではないかと。

そういう意味では、変化にきちんと対応できるというところを肝に据えておかないと長期的にやるというのはなかなか難しいのではないかとというのが二つ目です。

三つ目は、県のこういう計画とみるといつも思うのですが、「県はこうします」「県はこうやります」というイメージ、スタンスなのですね。「県はこうやります」といいながら現財政は厳しくなっているのでお金はありませんという世界で、政策自体がどんどん縮こまっているという感覚を覚えてなりません。

そういう意味では私どもは消費者組織なので、ある意味、組織対組織という形で是非いろんな形で、いわゆるコラボみたいな形でやりながら、県民一人ひとりに伝えるのは大変でも、組織を通して伝えるのは比較的有効なのではないかと思って、もっともっと活用する県のスタンス、私と一緒に共同してやるような基本スタンスで政策を作っていくという気持ちを持っていただきたいなと思います。

<杉山会長>

ありがとうございます。放射能の問題は100年。今まで、B S E、表示問題が消えた。これもまた消えるというのではなく、100年、検査体制としてしっかりしてくださいということ。

もう一つは食品とT P Pもあるけれども、「想定外」としないでそういうことに対応できるようにと。

それからもう一つはやっぱり組織対組織ですね。連携、パートナーシップですね。前々から生協はいろんな地域で懇談会をやっておられるので、そういうときには是非利用して連携した方がいいではないか、その方が伝えやすい。それでは、金山委員お願い致します。

<金山委員>

私も生活学校連絡協議会の代表ということでここに参加させていただいているのですが、食品安全対策協議会が産声を上げた時期からやっております。

特に、私たちは食品の安全性、消費生活の安全性という大きな枠の中でこういったものを取り上げてまいりました。

思い起こしてみますと、これ議員立法で誕生したのですね。あの時に議員の先生の前でこういったものはどうしても必要だと、消費者の立場から訴えたときに「食育」と申し上げたらその「食育」という言葉が議員の先生方には大変新しい言葉として、耳にされたということが印象に残っています。

そうした中で時間がたちまして、今、河原委員さんがおっしゃったように、私どもも組織です。今県内で850世帯の主婦が参加しているわけですね。こういった組織を利用して、私はここで出ているので、ここで協議したものは、特に活動の目標を作るときには、食品の安全性、食の問題の時には、こういうものを伝えながらこれまで私の団体は活動してきました。こういうものを大いに情報として頂いて、また利用させていただいてよろしいと思っております。

今、特に、県庁の方は私どもの県大会やいろんなところで開催する時には「是非パンフレットや資料の提供をさせていただきます」と積極的におっしゃってくださいますので、私どももそういった行事はお伝えしながら、こういった窓口、担当者が私共環境政策課の中にありますので、年間計画などは前もってお知らせしていきますので、是非利用してください。

そして特に、メンバーは高齢者が多く、多いですが、家庭に帰れば若い人もいますので、そこで、ぜひ家庭の話題にしていけるような、そういった活動はこれからもできていけば大変うれしく思っておりますので是非そういったもので協力していきたい。

私もこれで委員は辞めますが、後任にもそれもよく伝えて、こういったところで協議したものは役員会に出すということは伝えておきますのでよろしくお願いします。

<杉山会長>

先生、貴重なご意見ありがとうございました。食育の原型という点で。

では高木先生お願いします。

<高木副会長>

私は岐阜県栄養士会ということで初めて出させていただいているのですが、今いろいろ

消費者の皆さんから聞いている中では、やはり県で行っている食育推進のところで野菜を食べようなどで活動して意見を出させていただいたり、栄養士会の中でも取り入れたりしています。

その中で食品の安全ということと、安心安全ということで表示の問題とかで、先程横断的と言いながらもやはり縦のところはまだあります。ここに参加している委員の方の中で、県でどういう協議会などがあって、そして今この部分をここでは評価しながらやっているという全体の構図がわからない中で、食品安全対策協議会でこれも、これも、これもってなっていくと限界があって分散してしまうと思います。本協議会で行うべきことを精査して行うことが重要だと思います。

もう一つ、やはりどういうふうに的確に情報を伝えるのかという方法がとても難しく、これは地道にやっていかないと風評被害とか、えっと驚くようなところでストップしていることとかがよくありますので、こういう組織、各団体を是非活用していただいて私どももそれと合わせて活動の中に加えていきたいと思いますので、またいろいろ支援ください。ありがとうございました。

<杉山会長>

先生ありがとうございました。情報の適切な組織との連携を通しての伝え方ということでした。

それでは今度ユニーの河路委員お願い致します。

<河路委員>

はい、ユニーの河路です。私の方からは、組織を代表してという言い方よりも、この協議会に参加させていただきまして感じたことなのですが、特にこの最近起きました「菜の花」という介護施設のノロウィルス。私たち名前、確かに「食品安全」というような形で対策協議会となっておりますが、いろんな施設、食と断ち切ることはできませんよね。

その食の中から発生してしまったノロウィルス、ウィルスによる死亡者といったことが非常に私としてはショックに感じておりまして、確かに直接ノロウィルスが原因でお亡くなりになったわけではなくて、肺炎を起こしてお亡くなりになったのですけれども、きっかけとしてはそういうことが起きたと。

ノロウィルスと騒がれてから数年ちょっと経つのですけれども、じゃあその間の私たちはどれだけのことをやってこられたかということ、確かに食品事業者、あるいは食品を作る製造者の講習会だとか勉強会とかたくさんあったかと思いますが、一般の家庭の、あるいは一般の方がそれに対しての知識があるのか。

これだけノロウィルスは怖いですよと言っているのにもかかわらず、今回、例に出して申し訳ないですけれども、この老人介護施設の中で働いてみえた職員の方がどれだけ知識があったか。

4階、5階の4階のフロアで発症者が多かったような内容がありましたけれども、職員60何名の中の7名か8名が感染した、もっと未然に防げられたのではないか。その知

識、あるいは対応の仕方次第によっては死亡者も出ずに大きくならずに済んだかと思いません。

今回はここがたまたまなのですけれども、県下で起こるそういうノロウイルス関係の事故をゼロにはできないだろうか。

やっぱりそれは先ほど堀尾委員が言ってみえました、保育所だとか、若い世代のお母さんだとか、学校施設等、そういう皆さんが集まる所に出向いて、県の関係者の方の勉強会だとか指導だとかミニシンポジウムでもかまいませんし、そういったものがあると、より知識が皆さんに広まっていく。例えば、嘔吐しただけでもノロではないかと疑いをかけるとかですね。それが広がらないような対策をみんなでやる。そうすると発生件数も少なくなるかな、と今回感じています。

私たちこの中で話し合いをしている委員、あるいは関係者だけではなく、岐阜県のお見えになっている各関係部署以外の方も一つ連携をしていただいで、先駆者になっていただいで撲滅というような形で動いていただけるとありがたいな、と思いました。以上です。

<杉山会長>

素晴らしいご意見ありがとうございました。やはり桑原委員と河路委員が出されたノロウイルスの点の一つ、是非全国に発信する意味でも今の意見は非常に重要だと思います。

それでは、生産者、清水委員。牛乳だけじゃなしに、ご意見を賜ればと。

<清水委員代理>

任期二年、最後の委員会の中で委員の馬瀬口が長期出張ということで今日は欠席で、私が代わりに出席させていただきました。

いろいろなご貴重な意見を伺った中で、私が感じておりますのは、先程言われました「流通しているものはすべてが安全なのだ」ということ。そして岐阜県の農業を守るためには岐阜県内のものを消費しなければいけないのだというお考え、本当に私ども生産者の代表としてはありがたく思っております。

私ども食品を製造する中では、年を重ねるごとに大きな投資をしていかなければならないのです。当然大きな投資をすればそれなりに企業というのはリスクを負うということ。消費者の方には訴えてご理解いただかなければならないのかなという思いはしています。

私どもも、消費者の方に納得して消費していただけるために、いろんな醸成活動、いろんな上部団体を含めてやっている中で、私ども、牛乳、乳製品を作っている工場なのですけれども、やはり見て納得していただける施設をとということで、工場の開放をし、二階の窓越しに牛乳、乳製品を作っているところを見ていただけるとい、施設の開放をやっていますし、また、食育研修室といった、ちょっとした部屋を用意しております、そこでちょっとした料理教室なんかもやっていただきます。また手作りのバター教室もやっていただける施設を持ちながら、私どもの牛乳・乳製品を無料で提供して、是非食の大切さというものを学んでいただければというような食育活動もやっていきたいと取り組んでいます。

また、特に酪農関係に関しては農場の大変さ、命の大切さということをお子様にも分かっていただきたいということで、保育園、幼稚園のお子さん、また小学生低学年の方、遠足等兼ねて見学に来ていただいております。そういった中で農家の方に来ていただいて牛の命の大切さ、牛乳の大切さというものを、農家自ら話して酪農の理解を求め、というような活動もしています。

やはり生産者というのは、例えば牛乳を搾乳、絞って工場に出荷してよしではなくて、自分が作ったものを自分の施設で商品にして、消費者の方に届ける、買っていただく。買っていただいて「おいしいね」と言われることが唯一の喜びなのです。

そういった生産から製造・販売まで今言われております6次産業的な活動を今度も私ども一生懸命続けさせていただきたいなど取り組んでいます。

私は、今回が初めてで何を話していいかわからない状況なので、場違いなことを話したるかもしれませんが、ほんと、こういった活動10年の歴史があるということをお聞きしたのですけども、今後もやはりこういったことを続けていただいて、本当に誤解のない情報提供を末端の方までに届けられる、そういった組織の橋掛けになっていただけたらなと思っております。以上です。

<杉山会長>

ありがとうございました。流通しているものは安全、現代農業のこと、そして生産者から消費者まで誤解のない情報提供をということでありました。ありがとうございました。

それでは藤井委員。

<藤井委員>

全農の藤井です。

今日は第3回、最後の協議会ということで、1年間の総括と次の提案ございました計画にどういうふうに向かっていくのかということと、背骨としては先ほどもお話ありましたように、要は基本理念があると、条例があると。それに沿って行政としてどう組み立てていくのかと思うと、基本計画の姿になると思うのです。着目点があってそれに対するアクションプランがあって。

今回中間地点のアクションプラン、結果も見させていただきました。結果はああいう風になるのです。その結果をどういう風に県民の方に伝えていくのか。県がやっていること、組織としてやっていることを、「見える化」する。

見えていないことによる不安ということがあると思いますので、その点をどう県民の方に伝えていくのか。手っ取り早いのがインターネットの世界なのですが、お話があったようになかなか高齢の方々には使いづらい。

ですが、地域の中でいろいろな組織がある、それから働いているものについては職場がある、子供については学校がある、先ほど河原委員がおっしゃったように組織をもっともって活用する、組織に情報を与えて組織の中で伝達をする、という仕組みがこれから考えることだと思います。

県の広報などありますけどね、配り物だけで終わるのはなかなか情報は伝わりにくい。組織を使った中で情報を伝えていく。そういうことがいるのかな、と思いました。

それと、次の計画の中でどういうことを考えていかないといけないのかなと、一つ思ったのは、平成30年までということになりますけれども、やはり日本全体が少子高齢化の中に来ています。農業者についても岐阜県の農業者の平均年齢が69.4歳ですか、全国でも65歳とか言われています。あとこれまた4年、5年たてば岐阜の農業者は70代になっている。という中で農業そのものの基盤も脆弱になっていく。

そういう中で我々農業者の組織については、農業に若手の者を集約させて、という国の政策もありますし、県の方もご指導もいただいてやっています。ですが、確実にこれから農業者の担い手の方、それから地域営農というところでの生産活動は、やはりどんどん変わっていく。

一方消費の面から見ても、直接口にするものについては外食、中食、そういったものが増えています。それから通信販売はこれからもっと増えますでしょうね。

ですからその中で、その組織でもって、生産活動なり商品開発をする。ですから組織にいる者が安全な食品を流通させるためには何がリスクなのかと、というところを自ら考える、自ら考えて自ら行動を起こす。

で、行政の方でいろいろ規制をかけてもだれがどう守っていくのか、というところのコンセプトがなければ、規制があるだけの話になりますので、ですからその中でアクションプランにもありましたコンプライアンス意識の向上ですか、そういったところをこれからはもう少し力を入れて、やっぱり民間の力をもっと活用する。その種まきを行政の方がする。そういった活動に切り替えていく必要があるのかなと思いました。

それと、農業生産の関係では先程清水さんもおっしゃられたのですが、安全安心なものを我々が生産する、それは我々の義務であると思っています。

それにはコストがかかる。そのことを消費者の方を含めて、どういう風に理解しあえるのか。我々もコストがかかります、お願いしますということだけではないと思っています。

ご理解を得るために活動をしてまいりますけれども、ただ、お買いになる方についても、安ければいい、自分の口に入るものがどうであっても安ければいい、そういう感覚であれば、受け入れられないものになってしまいますので、コストをどういう風に生産者、消費者の方も事業者の方も含めて分配していくのか。そういうところにメスを入れていかないとなかなかいい物づくりができていかないのかなと思います。

<杉山会長>

ありがとうございます。「見える化」には組織連携が必要だ、若者の育成が大事だ。あと外食、中食がもっと増える。コンプライアンスも重要だと、あとコストのこと。消費者の意識のことですね。

いつも食品産業ではお世話になっておりますが、北野委員の方から。

<北野委員>

今日は県食品安全対策協議会ということで、これをみますと、県食品産業協議会の会長とになっておりますけれども、こちらの団体は、例えば私はお菓子屋ですけど、お菓子工業協同組合とか、お酒の組合とか、豆腐屋さんの組合とか、味噌、米とか含めて食品産業の協議会なのです。

県食品衛生協会の会長としての立場としては、そういった業界以外の保健所さんから営業許可書もらっている業界は全部入るわけなのです。例えば、旅館さんとか喫茶店とか飲食店とか、バーとかスナックとか、いわゆる食品を提供しているところは全部入っているのです。岐阜で三万軒くらい、そういった代表ということで来ておりますのでよろしくお願ひします。

条例を見させていただきますと、我々食品関連事業者としての努めと書いてあります。あと県民、消費者さんの役割、行政の役割、これが条例に書いてあることで、我々はとにかく食品の安心、安全に努めなければいけないということが大筋で書いてあると思うのです。

そんなことで、たまたま毎年食品衛生講習会というのが全業者を集めて各地区でやられる、何十か所かで、岐阜県で。これは絶対受けないといけないのです。

やるのですけど、あくまでも一事業者の中の一人だけの、いわゆる責任者だけの講習会でありますので、なかなか一般の、例えば50人、100人の事業所がありますよね、そういうところまで全部通じることは難しいのです。ですからノロウィルスとか食中毒が起こるのです。

ですから、我々もできるだけ指導員さんが各組合とかに衛生業界の何百人かな、たくさん見えるのですけど、その方たちに施設を回っていただいて、巡回指導していただいて、衛生ということを図っていただきたいと絶えず言っているのですけど、なかなか徹底しないということで、こういった事件がたくさん起こるわけなのです。

とにかく無事故で努めないかんということで、できるだけもっと指導を徹底していきたいなと思っております。

一つだけ、表示の問題について。平成25年から26年、食品表示の一元化、これは是非とも何とか一元化していただかないと、非常にややこしいことになります。

今までJAS法、食品衛生法、景品表示法だとか、いろんな法律があるのですが、それはバラバラなのです。特に食品の安心・安全という観点からみますと、私いつも言っているのですけど、アレルギーの食品の表示、今までの食品衛生法ですとアレルギー食品を全面的に出してきた、最初で、JAS法にかわりましてから重量順に書けっというでしょ、あれ重量順に書いたら何にもならないですね。食品の安心安全とかですと、アレルギー食品を、例えば、卵とかね、5品目、7品目とかありますよね、そういうものを全面的に出した表示でないと消費者が大変だと思うのですよね。

で、もう一つは先程TPPの問題もありましたけど、どうもTPPになると表示が非常に緩やかになるのではないか。アメリカからどんどんそのような感じがきていますよね。日本は非常に細か過ぎるくらい細かい。細かいのもいいのですけどあんまり細かすぎると読まない、見ない、小さな字で書いてあるだけで。

原材料全部書くはいいのですが、主だったものだけでいいのではないかと気もします。表示の問題でも意見集約されると思うんで、いろんな考え方はあると思うのですが、業者としてはあんまり面倒くさくならないような方法で、やはり食の安心・安全ということを全面的に出した表示がいいのではないかなという話をさせてもらいました。よろしくお願いします。

<杉山会長>

ありがとうございました。三万戸の食品関連産業で指導されている、表示の一元化、T P Pに関連してもっと分かりやすくということでしたね。

では、前澤先生お願いします。

<前澤副会長>

岐阜大学の前澤です。もう皆さんいろんなことを言われましたので、私からは違った視点でお話しさせていただきたいと思います。

岐阜県は先程お話しいただいていますように、岐阜県食品安全基本条例というものを非常に前から全国に発しており、非常に素晴らしいことです。

10年がそろそろ経とうとしている中で、安全ということを考えますと、リスクということのとらえ方。このへんは大変重要で、違った視点からお話しさせていただくと、安全と安心を、一緒に考えることの限界があるのではないかなと思っております。

安全というのは、基本的にリスクを取ることで、リスクを受け入れることでメリットがあるということで安全だと感じるわけですが、安心はリスクを完全に排除する考え方。加藤さんの方から言われたリスクゼロはないよということ、これは、ですから、安心はできないですよ、ということなのですよ。

しかし我々は安全というものを求める、それはリスクを受け入れるということです。

ちょっと頭で考えると安全・安心というのは一緒にセットと思うのですが、これからいろんな、T P Pとかが出てきて、いろんな食品に関する問題が出てくると、そろそろ分けて考えた方がいいのではないですかとリスクコミュニケーションで消費者の方々に理解していただくことです。

そうしますと、行政としてどういうことが必要なのかと思いを巡らせますと、行政の限界といえますか、行政ができること、できないことを明確に示して、できないことはできないわけですから、それはやはり県民、消費者も受け入れると、リスクを受け入れるという考え方に持っていくというのが、さらに岐阜県が最先端を走る考え方なのかなと。

原発事故を見ましても、想定外という言葉が出てきましたけれども、行政として、これ私個人的に思うのですが、最悪の状況を考えるということは、たぶん許されないのではないかと。それを最悪の状況に対応することをやっつけようとする行政はストップします。

行政はやはり県民のために国民のために前へ前へ突き進んでいくということですので、最悪の事態を想定するという事はない。だから想定外ってことは、やっぱり行政として

はありうるのではないかなと私は思います。

しかし消費者はそれはならん、行政は、オールマイティ、ウルトラマン、ウルトラ組織だと思込んでいる。そこの、考え方を改善していくというのが今後の安全に対する行政の方向性なのかなという風を感じています。

こんなことできるかどうかというところでお叱りは受けるかもしれないですけど、これだけ時代は変わって行って、世の中が大きく変わっていつているなかで、日本人はリスク排除という考えは非常に強い。排除する、何かあると行政の責任だと。

この考え方からリスクテイク、リスクを受け入れる精神構造に変えていくということを行政が考えていただければ、行政もやりやすいですし、消費者あるいは県民の方も行政に裏切られるとか、「行政は何やとる」というようなこともなく、割りと順調にいくのかなと。

そういった精神のもとでこの食品安全基本条例があって、やはり安全、安全って言葉が、安心って言葉は3か所くらい出てくるだけで、すみわけがされているのかなと思います。

ですから県民、我々の意識を変える、このへんがこれからのリスクコミュニケーションに一番重要なことであって、現場のいろんな状況は行政がこれだけきちっとやっているの
で任せていいので、思考の転換といったものを、仕組みを作っていかなければと思います。
以上でございます。

<杉山会長>

はい、ありがとうございます。行政は大変一生懸命やっらっしゃるので限界もある。それに対して連携というようなご意見もありました。あと、いろいろお聞きして答えを出していただくのですが、回答していただくのですが、私の方から若干申し上げたいと。

一つ、食品に関して、10年間も私も金山委員とやってきたわけですけど、はじめは副知事さんも僕の隣で、そのあとは県会議員の方がおいでになって、県政にも皆さんの意見が届いて反映される性格の会議であると思います。

あと、非常にすぐれた点として、横断的に18課がその意見を汲み上げていく。そういう組織で先進県モデルであります。

だから、ここで皆さんの意見は日本に発信するということなのです。私はもう少し食品の問題がこんなに出てきているから、本部体制も各県連携体制をしっかりとした方がいいのではないかと思います。

というのはなぜかという、リスクコミュニケーションは、皆さんも安全・安心のニュースは食品安全委員から出てくるからそれを見ればいいですけど、県内の意見を集約するという事は非常に大事だと思います。

ただこれは、先程藤井委員からもおっしゃいましたけども、今の問題は「見える化」をどうするか、これは、皆さんは「見える化」はコストがかかるわけではありませんから、一つ始めから県の組織と連携したらどうか、今は連携の時代ですから。

それからもう一つ申し上げたいのは、世界に発信すること。こう思っているのです、プライベートフードからパブリックフードへの変化です。

プライベートセクターっていうのは、だいたいほとんど家族という主婦がやっていたのです。もう老人のケアも子供のケアも。ところがパブリックセクター、つまり女性もどんどん外に働くようになった、パブリックセクターに行っちゃったのですね。

世界のどこの先進国もそうなのです。それで家族でやっていたお年寄りや子供のケアも、食のケアは給食センターも、福祉施設などのパブリックセクターでやることになっているのですね。それに伴って、家族というプライベートセクターにあった「他への思いやり」ケアもパブリックセクターに移りました。

パブリックセクターでの食をパブリックフードというのです、パブリックフードとは何かというと、さっきの河路委員がおっしゃった老人ホーム、病院食堂、学校給食も、幼稚園等の食も、パブリックフードなのです。そのパブリックフードをどんどんケアしていかななくてはいけない。ケアするのは組織がすればいいんだけど、基準は作っていかななくてはならない。

ただその場合に、今、おっしゃった外食とか中食がどんどん、45%、やがて50%以上になるわけです。つまり食が外部化を進んでくると、どんどん外食、中食が多くなる。そうするとどうしてもみんな、パブリックフードには接していかなければいけないので、公共食、学校給食とかについては、高木先生もおられるので、給食関係の方の意見も入れていくことが非常に大切だと思う。

もう一つは環境問題について、これは、食料の三分の一は今捨てているのですけど。県で作っている「食卓の安全・安心ニュース」、これ素晴らしいですね。

素晴らしいが、一般的な県のニュースは、岐阜クリーン農業だけのようなのです。でもフードマイレージとか食品ロスとか書いてあります。これを県民視点で県民に流すニュースとして、是非いろんな部局からおいでになっているので、こういうものを各所に配布して戴くと非常にいいと思うのです。確かにインターネットだと積極的にやらないとできないけど、これはもらったら「ああなるほど、こういうことか」と納得できます。それが県のニュースだと非常にいい。僕は今後のアクションプランとして公共食については是非お願いしたい、あと県内の食品安全の「見える化」です。

あと加藤さん、農産園芸課、畜産課からお願いします。どういう順序がよろしいでしょうか、加藤さんからお願いいたします。

<加藤食品安全推進室長>

たくさんご質問、ご要望、ご意見がありましたので、すべて網羅できないのですが、一つ気付いたこととお話しいたします。

まず、冒頭金山先生からお話ありましたように、情報がすべての高齢者、若い世代の方、いろんな方々、お働きになられている方、家庭に見える方、いろんな環境がある方々に行き届くような形で「見える化」というようなことで、そう称しては簡単なのですが、「見える化」が必要なのではないか、おっしゃるとおりです。

どうしたら情報が、簡単に、さっと広がるだろうと、いつも悩むところです。

で、一番の逃げがパソコンを使ったインターネット。これだとやったという実績が残る

ので一番簡単なんで行政はやっぱりそういうところに逃げていってるのかなと、そう思っております。

それを除いてどうやったら「見える化」ができるのだろうというところは、先程皆さんがおっしゃった一つである連携だろうと。

我々はその地域に出掛けて、地域の地道な活動によって広めていく。一つは出前講座であろうし、我々が出掛けない、今ご紹介ありました「食卓の安全・安心ニュース」の配布であろうし、それでできないところがあれば、またそれぞれの団体さんに情報を提供しながら広がっていく。こういうのを一つ一つやっていく必要、それを手抜きをしているのかなというところを反省しなければいけないなと思っております。

実際に、お恥ずかしいお話なのですけれども、ここの推進本部会議というものがございまして、その下に幹事会、課長が集まる会議、県庁内の組織があるのです。そこで、やっと出てきたのは、私どもが各課がやってるイベントとか人が集まる会議をリストアップして見せあいましょうという。この意見が今年度やっと出てきたんですね。それによって自分たちがそれぞれ提供することによって自分たちが伝えたい情報をそこへ持って行ってと頼んでおく。そういうのをやりましょうというのが実はやっと動き出したところです。やっと県庁内がですね。

次に進んでいくのは生協であったり JA であったりいろんなスーパーさんのところがございます。スーパーさんのところは連絡会議というのをもっているのですけれども、そういったところの活用というところでしょうか。

一つ北野さんが所属していらっしゃる食品衛生協会、これがわれわれの保健所組織、生活衛生課の組織とずーっと長年付き合っておられる団体なんですね。そこが一番いろんな地域と各団体とやりながらできている。そこで講習会も毎年やって参加率もいい。たかが三万何千件がやっと何十年経って組織の連携ができつつある。それでも事故が起こったり、伝わらないことが起こってきている。

それが二百万もいる県民に、どうしてやってけるのかというのは、すごい大きな課題なのでしょうけども、その答えはやっぱり小さなところから手をつけていくことかなと。

モニターがなんで減ってくるのかなという質問がありました。たぶん何をやる仕事だって認識されていないとか、そういった似た名前が各課いろいろなところであるのでしょうか。こっちやっていて、こっちはやらないとかどんどん分からないから辞めちゃう、私は何やっているの、やりたい意思はあったのにとかいうのも結構あるのだと。

そのへんのところはこういった会議、連絡会議、推進本部といったような体制をとりながら詰めていく必要がある。いらぬものは省いて統合していくのは統合していく、表示なんてその最たるようなものだと思うのですけども、そういった取り組みは必要になってくるのだろうなと。

いつもこういう意見を伺いながら最後に前澤先生がホッとしてくださるように意見を言って、できないことはできない。行政には一番勇気が必要なことです、それを言うことが。できないって言えないですよ、今そういうお話を聞いても言えないですよ。ただできないことは出てくる、それをどうしていくかということ、後回しにしていくのですよね。そ

この後回しにしていくのをどうやって説明していくかなっていうと皆様方のお力を借りながらやっていくことしかないかなと、いうふうに思っております。

特に、保育の問題、シンポジウムなんかには託児があったらいい。実は話は出ていたのです。でも曜日とお金と会場とかいうものが、一致する場合に可能になってきて、なかなかできない。県立図書館なんて託児室を持っているのです。そういうところをやっていかないといけない。

河路さんがおっしゃった、ノロウィルスの基礎知識ですよね、ノロウィルスがあつてから何年たったのだという話ですけど、そういったところも基礎的なことの繰り返しです。あきらめずに何回も伝えていかなきゃいけない。細かい質問には答えられなかったですけど、そのようなことを思った次第であります。

<杉山会長>

ありがとうございます。

では農産園芸課の松波さん、是非何か、地産地消と言っているけれども野菜が少なくなっているとかその他の意見をお願いします。

<農産園芸課 松波技術課長補佐>

農産園芸課の松波と申します。私ども農産園芸課は米麦大豆をはじめ、野菜果樹の生産振興を主に担当しております。

県民の方々に安心な農作物を提供するというのは農産園芸課の責務と考えておりまして、県としましてはぎふ農業・農村振興ビジョン、平成23年からはぎふ農業・農村振興計画という五カ年の基本計画を定めまして、その中で具体的には、売れる農産物を作る、そして安全・安心な農産物を提供するとともに情報も提供していこうと取り組んでいます。

その一つに、食品安全の関係でもありますぎふクリーン農業という、環境にも配慮し、農薬や化学肥料の使用を削減していく面積を拡大することを具体的な目標にしまして取り組んでいます。各地域の努力の成果で現在のところ、順調に伸びてきておりますが、やはりこの面積を拡大していくこととともに、ここでそういう取り組みで作られたものを県内で販売していく、県民の方にもそういう取組をよく理解していただいた上で買っていただくということで、地産地消を進めていきたいと考えております。

先程委員の中から、農業を守るためには消費者の方たちが自ら県内の物を買うことが必要でないかというご意見が出ておりましたが、これに関しては大変心強いご意見だと思っておりますので、私たちに進めていきたいと思っております。

<杉山会長>

ありがとうございます。野菜が少ないといった質問がありましたが農産物流通課の青谷さんお願いいたします。

<農産物流通課 青谷技術課長補佐>

学校給食の話でございますね。野菜が二割程度ということで、実は学校給食につきましては、地産地消の推進ということで、補助事業を平成3年から玄米を皮切りに徐々に品目を拡大して、これまで20年継続してまいりました。数年前に地元産の野菜についても助成対象にさせていただいて事業内容を見直しまして、平成14年には15%程度であったのですが、近年は栄養士さんの方々のいろんな取組、教育サイドでのご努力もありまして県内産の野菜の使用量が20%、ほんの5%程度であります伸びました。

なかなか伸びが加速しないということがありますが、こちらは元々市場に出回る県内産の主要野菜というのは産地形成の経緯から申しまして、農業者の方々も所得確保が当然でございますから、売れるところに高く売るという経済の原理にのっとってやっつけらっしゃる。そういうことで基本的に県外市場にむけて販売を重視してきているということが実態としてございます。それをいきなり県内に仕向けようというのは非常に困難な状況でございます。

そこで、既存産地というよりも地道な地域内での生産組織の育成とか、最近では直売所とかで、地元の学校給食に地元の野菜を提供される動きがございます。そういった取組に対して県がどういうふうに支援していくか、というところで取り組んでいこうか考えているところでございます。

あと、地産地消ということで直売所の活動につきましても県として様々な支援をさせていただいております。消費者ニーズに対応した魅力ある直売所づくりを進めるためにアドバイザーを派遣させていただいたり、あるいは県内231カ所の直売所がありますが、そのほとんど9割が岐阜県の朝市連合に加盟しております。そちらで日々安全安心な農作物をいかに供給するのかとか、生産者をいかに確保するのか、どういった魅力ある直売所にしていくのか、といった課題に対していろんな研修会等で、現在進めていただいております。

それに対して県として支援しておりますので、その中で農薬の安全使用の問題ですとか表示の問題とかについての講習もしておりますし、昨年春には直売所で販売した山菜で食中毒があったとニュースがあったと思うのですが、先週2月3日に朝市連合で研修会を開催いたしまして、130人程県内から直売所関連の方が集まっていたのですが、生活衛生課さんにもお世話になりましてキノコとか山菜、植物の毒に対して注意喚起をさせていただいたりとか。そういった安全性の確保にいろんな面で支援させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

<杉山会長>

ありがとうございました。

それでは畜産課の杉山さん、お願ひいたします。

<畜産課 杉山技術主査>

私の方は、畜産物の生産に関するところで動物医薬品の適正使用について徹底を図っており、具体的には、動物用医薬品販売店への立入検査、巡回指導、畜産農家への立入検査、

巡回指導を通して実施しています。

皆さんのご意見にありましたように、流通しているものは安全なもの、そのようなところをバックアップさせていただいているところでもあります。これからも研修会、発表会を通して意識の向上を求めていきたいと思っております。

<杉山会長>

ありがとうございました。

私も金山委員と10年間お世話になりました。

私は食品安全対策協議会は、最初は「県民の食の番人」であるということで進めてきました。できるだけ県内の意見には応えていくのだと。

それで前澤先生の見解もありましたが、県の弱い点は、PLAN DO CHECK ACTIONです。目標までやれば、それ以上は要求しないというわけです。PDCA、これは非常に大事なことです。目標にどこまで達したのか。

そして私としては、せっかくの議員立法ですから、日本をリードしてほしい。皆さんの意見が日本をリードする声になると同時に世界をリードする役割として。

僕は食品安全対策協議会というのは、県をアドバイスする、県を弁護するというのもありますけど、今度はこういう意見交換を議員さんにも入っていただいて。こういうことが重要な時代になってきたのではと思っております。

私も大学にいますけど、大学も徹底した外部評価を受けます。だから外部評価というのは大事なのですね。反省する意味で。

したがって私としてはリードするに一番ふさわしい岐阜県として、パブリックフードは是非考えていただきたいと思いました。

若い人がどういうふうに、私もリタイアエイジですが、若い人に私たちの思いをどう伝えていくか、そういう義務があると思います。

そういう意味でそれがどういう、先程も申しましたが、お母さんと奥さんがみんなやっていたんですが、みんな働きにでて、それで新しい組織が必要だと。その組織ってというのは公共食の基準ですね。

もう一つは公共倫理なのです。家庭だと相手を思う、他人を思う。その思いが本当に公共の場にあるのか。老人ホームでは家庭と同じような思いがあるのか。だからパブリックケアと基準なのです。だけどそれは21世紀の新しい考えですから、そういう時代の流れとして一つ考えていかないといけないと思い提案させていただきました。

今日は皆さんの意見をお聞きするとともに私も一言申し上げさせていただきました。2年間ご協力ありがとうございました。

<加藤食品安全推進室長>

資料9というのが残っておりますけれども、いままで繰り返しのようなものですけれども、この10年の歩みというようなものを少しずつ区切りながらまとめさせていただきました。今までのお話、説明の中に出てきたことばかりですので、ちょっと言い訳なので

すけど、時間の関係上こちらの説明は省略させていただきます。最後には歩みとして協議会の一覧表という形での資料もついておりますので、後でご覧になっていただきたいなと思っております。

もちろん、協議会の任期が切れるということでございますけれども、私どもにいつでも意見を頂戴してもかまいません。私どももいつでも受け入れる体制でおりますので、こういったものを今後とも参考になされながらどうぞお気軽にご連絡いただいたり、ご意見ご要望をいただけたらなと思います。

電話番号がすぐ出てくるような形になればよいのですが申し訳ございません。いい案が今のところございませんけれども、まずは保健所の食品安全相談員、5圏域を代表した保健所におりますので、そういったところにご連絡いただければ、まずは一時的な窓口にはなると思いますので、よろしくお願いいたします。

<杉山会長>

失礼しました。10年間の反省として次の10年間につなげてもらって。金山先生から何かありましたら。

<金山委員>

いろいろ勉強させていただきました。私どもは生活学校、生活にまつわる幅広い活動をしています。一つはこういった食生活です。活動は食生活から基本がありますので、安全安心な食品を家族に、そして地産地消、そういった活動を中心に今後も展開していきたいと思っております。

<杉山会長>

私の方も、10年間大変お世話になりありがとうございました。またまずい進行であったことをお詫び申し上げます。本当にご協力ありがとうございました。

(あいさつ)

<樋口生活衛生課長>

ありがとうございました。今いろいろなご意見いただきました。是非これを反映してこれからの食の安全・安心に取り入れながら県で進めていきたいと思っております。特に今お話があった中で組織の活用という、これは大事なことなので是非盛り込んで、それから「見える化」も図っていきたいと考えております。

一つはノロウィルスがちょうど全国的にも流れておりまして、食中毒ではございませんが、先程ご案内しましたように腸管出血性大腸菌とこのノロウィルスは感染症の原因菌ですが食中毒の原因菌でもございます。

今回のノロウィルスは食品を汚染するということもありますが、人がこのウイルスをもっているというのが今回の事件です、職員がそういうウイルスを持っているという。

例えばノロウィルスを持っている。そのあたりは難しいところで、やはり組織でそうい

ったコンプライアンス、具体的な対応マニュアルとかを身につけて実践ができるかどうか。それがポイントになってきますので、それは老健、老人福祉施設でもそうですし、学校でも保育園でもそうですが、それぞれの組織の中でお願いしていきながらそうした対策を講じていく、これも非常に大切なことですので、これからそういったことも取り入れながらこういった不幸な事件が再発しないように努力していきたいと思っております。

それからこの場をお借りしまして、委員の皆様一言お礼を申し上げたいと思います。

杉山会長さんと金山委員には協議会発足時から今日まで10年の長きにわたり、協議会の議論をリードしていただきまして、繰り返し粘り強く貴重なご意見をいただき大変ありがとうございました。また、その他の委員の方々にも常に貴重なご意見をいただき大変ありがとうございました。今後とも引き続きご指導のほどお願いいたします。本当にありがとうございました。